

広島県がん対策推進条例

第1章総則（第1条—第9条）

第2章がん対策に関する基本的施策（第10条—第21条）

第3章広島県がん対策推進委員会（第22条・第23条）

第4章受動喫煙防止対策（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明らかにし、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、がんの予防の推進に資するよう受動喫煙を防止するための措置を定めることにより、がん対策を総合的に推進し、もって県民が心身ともに健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療福祉関係者ががんの予防若しくは早期発見又はがん医療（科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）若しくはがん患者の介護に従事する者をいう。
- (2) 緩和ケアがん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活を営む上での不安の軽減を目的とする医療、看護その他の行為をいう。
- (3) 敷地内受動喫煙防止施設多数の者が利用する施設（敷地を含む。）のうち、別表一の項に掲げるものをいう。
- (4) 喫煙人が吸入するため、たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。）を燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- (5) 受動喫煙人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

（基本理念）

第3条 がん対策は、がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん患者等をはじめとする県民の意見が十分に尊重されつつ、推進されなければならない。

2 がん対策は、県、市町、県民、保健医療福祉関係者及び事業者の適切な役割分担及び相互の協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、国、市町、保健医療福祉関係者、事業者及びがん患者等で構成される団体（以下「患者団体」という。）その他の関係団体と連携を図りながら、がん対策に関する総合的

な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第5条 県は、市町ががんの予防及び早期発見その他のがん対策に関する施策を実施するときは、必要と認める協力を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第7条 保健医療福祉関係者は、がんの予防及び早期発見の推進、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供並びにがん患者等に対する相談その他必要な支援に努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、次に掲げる従業員の労働環境の整備に努めるものとする。

(1)従業員ががんを予防し、又はがんを早期に発見することができる環境

(2)従業員ががんになり患した場合に、当該従業員が働きながら治療を受け、療養することができる環境

(3)従業員の家族ががんになり患した場合に、当該従業員が働きながら、その家族を看護し、又は介護することができる環境

2 事業者は、県及び市町が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第2章 がん対策に関する基本的施策

(がんの予防の推進)

第10条 県は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1)喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に係る知識その他のがんの予防に関する知識の普及啓発を図るための施策

(2)受動喫煙を防止するための施策

(3)前2号に掲げるもののほか、がんの予防の推進のために必要な施策

(がんの早期発見の推進)

第11条 県は、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1)がん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るための施策

(2)がん検診の質の向上を図るための施策

(3)前2号に掲げるもののほか、がんの早期発見の推進のために必要な施策

(がん医療の水準の向上)

第12条 県は、県民に対する質の高いがん医療の提供に資するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1)専門的ながん医療の提供等を行う医療機関であって、地域におけるがん医療に係る連携協力体制の中核的な役割を担うものの機能の強化を図るための施策
- (2)前号に規定する医療機関とその他の医療機関との連携協力体制の整備を図るための施策
- (3)がん患者に対して放射線による治療を提供する施設を設置し、及び運営するために必要な施策
- (4)がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るための施策
- (5)前各号に掲げるもののほか、県内におけるがん医療の水準の向上のために必要な施策

(緩和ケアの充実)

第13条 県は、緩和ケアの充実を図るため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1)がんと診断された時からがん患者の状況に応じた緩和ケアが提供される体制の整備を図るための施策
- (2)緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者等の育成を図るための施策
- (3)緩和ケアに関する理解を深めるために必要な施策
- (4)前3号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実のために必要な施策

(在宅医療の推進)

第14条 県は、がん患者等の希望に応じて、居宅においてがん医療、緩和ケア及び介護を受けられる体制の整備を図るため、必要な施策を講じるものとする。

(肝がん予防対策の推進)

第15条 県は、肝がんの予防に資するため、肝炎に関する正しい知識の普及、肝炎検査の受検率の向上、適切な肝炎医療が提供される体制の整備その他必要な施策を講じるものとする。

(小児がん対策の推進)

第16条 県は、小児がん対策を推進するため、専門的な小児がん医療の提供等を行う医療機関と連携し、小児がんに関する情報の提供の促進その他必要な施策を講じるものとする。

(情報提供及び相談体制の充実等)

第17条 県は、がん対策に関する情報を収集し、県民に対して、当該情報を正確かつ適切に提供するものとする。

2 県は、がん患者等が社会生活を営む上での不安の軽減等に資するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1)がん患者等に対する相談体制の充実を図るための施策
- (2)患者団体その他の関係団体が行うがん対策に関する活動を支援するための施策
- (3)前2号に掲げるもののほか、がん患者等が社会生活を営む上での不安の軽減等を図るた

めに必要な施策

(がんに関する教育の推進)

第18条 県は、児童及び生徒が、がんに関する正しい知識を習得し、理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

(就労等の支援)

第19条 県は、がん患者等の仕事及び家庭生活と治療との両立の促進に資するため、事業者の理解を深めるための啓発その他必要な施策を講じるものとする。

(がん登録の推進)

第20条 県は、がん登録（がん患者のがんのり患、診療、転帰等に関する情報を記録し、保存することをいう。）が適切に実施され、がん登録により得られた情報が有効に活用されるよう、必要な施策を講じるものとする。

(がん対策推進計画)

第21条 県は、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項に規定する都道府県がん対策推進計画（以下「がん対策推進計画」という。）を策定し、又は変更するときは、この条例の趣旨を尊重するとともに、あらかじめ、次条に規定する広島県がん対策推進委員会の意見を聴くものとする。

2 県は、がん対策推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第3章 広島県がん対策推進委員会

(広島県がん対策推進委員会)

第22条 がん対策に関し、次に掲げる事項について調査審議するため、知事の附属機関として、広島県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1)がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項

(2)前号に掲げるもののほか、がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

(委員会の組織及び運営)

第23条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者、保健医療福祉関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 受動喫煙防止対策

(敷地内における受動喫煙の防止)

第 24 条 何人も、正当な理由がなく、敷地内受動喫煙防止施設で喫煙してはならない。

(敷地内受動喫煙防止施設の管理者の責務)

第 25 条 敷地内受動喫煙防止施設の管理者(施設の管理について権原を有する者をいう。次条において同じ。)は、当該敷地内受動喫煙防止施設に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

(屋外における受動喫煙の防止)

第 26 条 子供の受動喫煙の防止に配慮すべき施設として別表 2 の項に掲げるもの(屋内の区域がある施設にあつては、その屋内の区域を除く。)並びに同表 1 の項及び同表 2 の項に掲げる施設の付近の公道であつて規則で定めるもの(以下「屋外受動喫煙防止施設」という。)に立ち入る者は、屋外受動喫煙防止施設において喫煙しないように努めなければならない。ただし、子供の受動喫煙の防止に配慮されたものであつて規則で定める基準を満たした灰皿の付近においては、この限りでない。

2 屋外受動喫煙防止施設の管理者は、当該屋外受動喫煙防止施設に灰皿を置く場合には、前項の基準を満たすように努めなければならない。

別表 (第 2 条、第 24 条-第 26 条関係)

番号	施設
1	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(専門課程を置く専修学校を除く。)、児童福祉施設又はその他これらに類するものとして知事が定める施設
2	児童のための遊戯施設が設置された都市公園、停留所、横断歩道又はその他これらに類するものとして知事が定める施設